衆は、皆贈代の士にて、新参は金の番鳥なりといへり。人員廿八人の姓名を擧げたり。藩國官職通考に、使番母衣太夫・脇田帶刀・葛卷隼人・生田四郎兵衛などを初めとして、勢使番 黑母衣衆とて、伴雅樂介・宮城采女・ 西尾 隼人・森權

〇强盜白銀屋與左衛門傳

子の慰とせり。是則ち勸善懲惡の趣旨ならんか。盗・竊盗の種類あるよしを論辨して、文飾をあやなし、兒女左衞門等の 履歴を 悉しく 記載し、盗人にも 威盗・妖盗・奇の種紙にも、熊坂長範・四井 次郎兵衞・矢嶋 伊助・白銀屋興

〇淺野川小橋

し。故に其の時代等群かならず。此の橋の濫觴、何れの頃なるにや、薔薔中の記錄に所見な

〇勘解由町

岩根町へ脳せしめたり。

〇森川勘解由傳

改作草創十村物語といふものに如.左記載す。 いへども、人持組にて、寛永の末頃召抱えられしと聞ゆ。 た、慶安二年の小松年頭御禮衣第書に、篠原監物と多賀左え、慶安二年の小松年頭御禮衣第書に、篠原監物と多賀左え、慶安二年の小松年頭御禮衣第書に、篠原監物と多賀左え、慶安二年の小松年頭御禮衣第書に、海京監物と多賀左の間に森川勘解由を載せたり。知行高は群かならずといへども、人持組にて、寛永の末頃召抱えられている。

り野々市村迄手上免御奉行森川勘解由殿十村被名連、毎日から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年から・竹木其外用所之睹色取寄、收納免に圖り込。明暦四年の数。

組・淵上組、此分は右之通上免も多しと申候事。 切は 比日可』申上,上冤不」奉、應,御意」と 相見え候間、明日より免四歩を 下にして、五・六歩 又六・七歩まで 手上げ可、仕りを四歩を 下にして、五・六歩 又六・七歩まで 手上げ可、仕りを四歩を 下にして、五・六歩 又六・七歩まで 手上げ可、仕りを四方を 下にして、五・六歩 又六・七歩まで 手上げ可、仕りをは、上冤共日切に瞥記し、小松へ被,指上,候處に、如,斯二步・三上冤共日切に瞥記し、小松へ被,指上,候處に、如,斯二步・三

揚り、 主也。とあり。菅家見聞集に、萬治二年森川伊織祿を群し 由、月窓院殿白翁良清居士。當山本尊釋迦如來尊像寄進施 とありて法名を記載し、又萬治元年十月七日死、森川勘解 右のケ條をば記載せり。此のケ條の物語に據れば、 萬治元年 江戸天守茲築營の 僚に、 浪人す。是兄勘解由跡式之事に依りて也。と見え、 氏の 金澤に 在住の頃は、堀川宗徳寺をば 菩提所と なした 由殿と申人居被,申處、御暇被,下立退き 被,申に付、家屋敷 享保十五年前田監物屋敷傳承醬に、小橋之屋敷は森川勘解 年の頃は森川勘解由が改作方を勤めたりし事知られけり。 今同寺の過去帳に、 前跡前田源膙殿拜領被,成。とあり。按するに、森川 森川勘解由父元和八年三月三日死 石引奉行は 阿部 甚右衛 明曆二